

国民年金保険料を納めることが困難なときは

免除・納付猶予制度をご利用ください

国民年金の保険料は、15,020円(平成23年度)ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により、保険料の納付が免除(全額免除・一部納付(一部免除))または猶予されます。

1 免除(全額免除・一部納付(一部免除))

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除または一部納付(一部免除)となります。

所得基準の目安		月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除 (扶養親族の数+1)×35万円+22万円		全額が免除	1/2が反映
3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		3,760円	5/8が反映
半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		7,510円	3/4が反映
1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等		11,270円	7/8が反映

免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、ご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)の写しを提出してください。

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

3 学生納付特例申請

学生で本人に前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。学生証(コピーでも可)をご提示ください。

保険料の追納

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

手続き(申請)は、徳島南年金事務所または市健康増進課国民年金担当③番窓口まで。

市民生活課からのお知らせ

◆消費生活センター開所1周年記念講演のご案内

「消費者トラブル あれやこれや」をテーマに講演会を開催します。入場無料。

【日時】7月27日(水)

午後1時30分開会(午後1時より受付)

【場所】市役所4階(大会議室)

お問い合わせは、市民生活課総合案内(☎32・2132)または消費生活センター(☎38・6880)まで。



◆第9回特別弔慰金制度

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金は先の大戦で公務などのため国に殉じた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、残された遺族に対して弔慰金を支給する制度です。

【支給対象者】平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に年金給付の受給権者(戦没者の妻、父母など)が死亡した場合に残された遺族に支給されるものです。

【支給される国債】額面24万、6年償還の記名国債

【請求期限】平成24年4月2日(月)まで

詳しくは、市民生活課総合案内(☎32・2132)まで。

◆住民票の様式が変わります

平成23年9月下旬から新しい住民記録システムに代わります。それに伴い、住民票の様式が変更となります。(現在の手数料、申請手続きに変更はありません。)

お問い合わせは、市民生活課住基戸籍担当(☎32・2112)まで。